

投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ王国との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	定義	一
2	投資の許可及び促進	一
3	内国民待遇及び最恵国待遇	一
4	一般的待遇	一
5	特定措置の履行要求の禁止	二
6	他の協定との関係	二
7	腐敗行為の防止に関する措置	二
8	投資家の入国、滞在及び居住	二
9	収用及び補償	二
10	損失又は損害に対する補償	二
11	資金の移転	三
12	一時的なセーフガード措置	三
13	信用秩序の維持のための措置	三
14	代位	三
15	協議	三

16	一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	三
17	両締約国間の紛争の解決	三
18	租税	三
19	健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準	四
20	利益の否認	四
21	一般的例外及び安全保障のための例外	四
22	協定の適用	四
23	最終規定	四
24	附属書	五
三	協定の実施のための国内措置	五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十六年（二千十四年）七月に日本国とモロッコ王国との間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和二年（二千二十年）一月八日にラバトにおいて、我が方鈴木外務副大臣と先方ジャズリ外務大臣付特命大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、投資の促進及び保護に関して包括的かつ詳細な事項を規定している。この協定の締結は、投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十三箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義

この協定における「投資財産」、「締約国の投資家」、「締約国の企業」等を定義している（第一条）。

2 投資の許可及び促進

一方の締約国は、自国の関係法令に従い、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等を規定している。また、各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を可能な限り合理的な期間内に公表すること等を規定している。さらに、各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等を行う前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している。（第二条）

3 内国民待遇及び最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等を規定している（第三条）。

4 一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること等を規定している（第四条）。

5 特定措置の履行要求の禁止

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一 A 貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の義務を再確認すること等を規定している（第五条）。

6 他の協定との関係

この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している（第六条）。

7 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとること等を確保するよう努めることを規定している（第七条）。

8 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、外国人の入国等に関する自国の法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に関連する活動に従事することを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可することを規定している（第八条）。

9 収用及び補償

いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を規定している（第九条）。

10 損失又は損害に対する補償

一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること等を規定している（第十条）。

11 資金の移転

一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること等を規定している（第十一条）。

12 一時的なセーフガード措置

いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について措置を採用し、又は維持することができると等を規定している（第十二条）。

13 信用秩序の維持のための措置

締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等を規定している（第十三条）。

14 代位

保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位等について規定している（第十四条）。

15 協議

両締約国の代表者は、この協定の実施に影響を及ぼす事項について協議を行うことができること等を規定している（第十五条）。

16 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること等を規定している（第十六条）。

17 両締約国間の紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、協議を通じて満足な調整に至らなかったものは、仲裁廷に付託されること等を規定している（第十七条）。

18 租税

この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等を規定している（第十八条）。

19 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控えること等を規定している（第十九条）。

20 利益の否認

一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができること等を規定している（第二十条）。

21 一般的例外及び安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、締約国が公衆の道德の保護又は公の秩序の維持等のために必要な措置等をとることを妨げるものと解してはならないことを規定している。また、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとることができることを規定している。（第二十一条）

22 協定の適用

この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて形成されたものについても適用すること等を規定している（第二十二条）。

23 最終規定

各締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと及びこの協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、この協定の終了の日の前に形成された投資財産に関しては、この協定の規定は、当該終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有すること等を規定している。（第二十三条）

第九条の規定は、直接的な収用及び間接的な収用について取り扱うものであること、締約国の措置が特定の事実関係において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、当該措置の経済的な影響等を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとする。こと等を規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。